

おおぞら保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたにすべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人創誠会
所 在 地	船橋市二和西 6－3－20
電 話 番 号	047－440－4165
代 表 者 氏 名	理事長 石神 市太郎

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	おおぞら保育園
施設の所在地	鎌ヶ谷市初富 354 番地の 1
連絡先	電話番号 047－441－9810 FAX 047－441－9820
管理者	園長 廣部信隆
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	3 歳以上の児童 61 人 1 歳以上 3 歳未満の児童 33 人 0 歳の児童 6 人
開設年月日	平成 15 年 3 月 1 日
事業所番号	1222451000169

3 サービスの目的・運営方針

おおぞら保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （１） 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （２） 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （３） 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2 0 4 3 . 9 5 m ²
		園庭 8 7 1 . 5 0 m ²
園 舎	構造	鉄骨造瓦葺 2 階建
	延べ面積	8 2 3 . 9 8 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳幼児	1 室	さくらんぼ組
ほふく室	1 室	もも組
保育室	6 室	りんご組（2 歳児クラス）、 ばなな組（3 歳児クラス） みかん組（4 歳児クラス） めろん組（5 歳児クラス） 一時預かり保育室、地域子育て支援室 各 1 室、
遊戯室（ホール）	1 室	1 2 5 . 7 8 m ²
調理室	1 室	5 5 . 6 8 m ²
医務室	1 室	7 . 2 9 m ²
事務室	1 室	3 8 . 8 8 m ²
駐車場		玄関前 5 台、第二駐車場 1 0 台

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	1 5 人以上	1 2 人以上	3 人以上	
看護師	1	1		
栄養士	1	1		(委託)
調理員	4		4	(委託)

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日千葉県条例第 8 5 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
主任保育士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
保育士	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
看護師	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
栄養士	正規の勤務時間帯（７：４５～１６：４５）
調理員	正規の勤務時間帯（７：４５～１６：４５）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

６ 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日は休園となります。

７ 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時から１８時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（２）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から８時３０分まで又は１６時３０分から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

（2）体育指導

専門の体育指導員を週1回招聘し、3歳以上児を対象に、年齢に応じた体育指導を実施しております。

（3）食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※食事の提供は月曜日から金曜日までとなります。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※上記の提供時間は概ねの目安となります。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

（4）その他

ア. 一時預かり事業

入所児童のほかに、保護者の就労や病気、けが、家族の介護などで一時的に児童を保育できなくなった場合に、一時的に児童を預かります。

イ. 子育て支援「いちごルーム」

乳児や幼児を子育て中の親又は妊娠中の方を対象に、子育ての悩みや不安に対する相談を受けたり、ほかの親子と交流したりする機会を提供して、子育ての支援をします。

9 利用料金

（1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

（2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	畑 医 院
医 院 長 名	畑 衛
所 在 地	鎌ヶ谷市道野辺中央5－1－74
電 話 番 号	047－443－5207

(2) 歯 科

医療機関の名称	大野歯科医院
医 院 長 名	大野 稔
所 在 地	鎌ヶ谷市東中沢1－15－45
電 話 番 号	047－446－1748

12 緊急時の対応

利用乳幼児に病状の急変等のその他、緊急事態が生じたときはあらかじめ保護者が指定した連絡先に連絡し、又速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な措置を講じます。

13 虐待の防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

14 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	幼稚園・保育園賠償責任保険
保険の内容	保育園の責任において傷害等を負わせた事故に対して補償します
保険金額	1名6千万円、1事故6億円

保険の種類	災害共済給付(日本スポーツ振興センター)
保険の内容	医療保険
保険金額	該当する金額

15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園の ご利用相談窓口	・窓口担当者 高橋良子（主任） ・ご利用時間 8：30～17：00 ・電話番号 047-441-9810 F A X 047-441-9820 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい	
第三者委員	福田壽枝	電話番号
		民生委員・当法人の評議員
	葛山洋子	電話番号 当法人の評議員

※当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています

16 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	当園の敷地内において他の利用者の迷惑となる活動、勧誘等のご遠慮下さい。

同意書

私は、おおぞら保育園重要事項説明書に基づいて保育園の利用にあたり
保育の提供の開始に同意します。

令和 年 月 日

おおぞら保育園
園長 廣部 信隆 殿

保護者住所：

児童氏名：

児童から見た続柄：

保護者氏名：

印

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
被服費 ※入園、進級時 ※代理収納となります。	カラー帽子	1, 0 0 0 円
保護者会費 ※代理収納となります。		月額 2 0 0 円
災害共済費 ※代理収納		年額 2 4 0 円
給食費 (副食材料費)	3歳児から5歳児のクラスに 在籍している児童	月額4, 5 0 0 円

※上記の他必要な実費については随時お知らせ致します。

※購入業者の価格改定の際は金額の変更があります。

※代理収納についてはカラー帽子など納入業者への支払いが伴う用品等の保護者購入について保育園が代理受領して業者に支払うものです。

※保護者会については令和3年度より活動が休止しております。
活動再開の場合、徴収対象となります。

2 時間外に係る利用者負担

② 延長保育利用料は、鎌ヶ谷市長が定める額とする。

② 「保育標準時間」の認定を受けている者は、18時以降に保育の利用をする場合は、延長保育料を保育園に納めるものとする。

③ 「保育短時間」の認定を受けている者は、7時から8時30分まで並びに16時30分以降に保育の利用をする場合は、延長保育料を保育園に納めるものとする。

※ 上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付する。